

京都市告示第134号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成24年6月27日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
西峯 亨	にしみね整骨院	北区大宮東脇台町10 メゾン 北山パークサイド1階	平成24年1月 1日
松岡 佐和	にしみね整骨院	北区大宮東脇台町10 メゾン 北山パークサイド1階	平成24年1月 1日
高橋 建太郎	ずいせん寺の内整 骨院	北区紫野中柏野町12-15	平成24年2月 1日
口田 裕之	廣田鍼灸整骨院・北 大路	北区紫野雲林院町47-1	平成24年5月 1日
川上 陽子	空水治療院	北区大宮南田尻町58 第2池 田ビル1階	平成24年5月 1日
廣瀬 智美	ひろせマッサージ 治療院	中京区泉正寺町318 Shi ne 蛸薬師401	平成24年5月 11日
梅田 昌美	梅田治療院	中京区壬生相合町26-5 ウ インドベル四条大宮503	平成24年5月 1日
矢野 勇	アルケル在宅鍼灸 マッサージ	中京区西ノ京中保町21-2 Burezioセフィール1階	平成24年5月 7日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
久保 雅歳	ひろみ鍼灸整骨院	中京区西ノ京左馬寮町10-3	平成24年5月 1日
奥田 香織	ほんまち・はり・き ゆう整骨院	東山区本町8丁目90-3	平成24年5月 16日
岩本 直樹	明壽整骨院	南区西九条唐戸町13の1	平成24年5月 1日
山口 将史	セントラル整骨院 太秦店	右京区太秦御所ノ内町7 KC Sビル2階	平成24年4月 25日
久保 裕之		西京区大原野北春日町1051 -7	平成24年4月 1日
荻野 正行	らる整骨院	伏見区向島鷹場町104-1	平成24年4月 1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)